

平成 21 年度第 3 回 四街道市市民参加推進評価委員会議事録

【開催日時等】

- 開催日時：平成 21 年 12 月 1 日（火）18:30～20:30
- 場 所：四街道市庁舎新館 5 階第 2 会議室
- 出席者：出石委員長、中嶋委員長職務代理、伊藤委員、大倉委員、草野委員、
栗原委員、三木委員、宮原委員
（事務局）
成田政策推進課長、宇田市民活動推進室長、庄嶋主査補、仲田副主査

【次 第】

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 市民参加条例の一部改正について
 - (2) その他
- 4 その他
- 5 閉会

【配付資料】

四街道市市民参加条例改正案の説明

四街道市市民参加条例改正案 旧新対照表

市民参加条例の現状と見直しに係るアンケート調査【市役所用】集計結果

市民参加条例の現状と見直しに係るアンケート調査【市民用①】集計結果

市民参加条例の現状と見直しに係るアンケート調査【市民用②】集計結果

【会議経過】

1 開会

(宇田室長)

それでは、只今から、平成 21 年度第 3 回四街道市市民参加推進評価委員会を開催いたします。
最初に、出石委員長にご挨拶をお願いします。

2 あいさつ

(委員長)

皆さん、こんばんは。

前回 8 月 17 日に市長から市民参加条例の見直しについての諮問を受けました。この条例は附則の 3 項にあるとおり、3 年を超えないごとに見直すことになっています。3 年というのは、平成 22 年 4 月 1 日までに見直しして条例改正をするということではなく、見直し自体を来年 3 月までに行い、その後、必要があれば条例改正をするということで、この委員会でも了解を得ているところで、諮問を踏まえ、今後数回にわたり市民参加条例の見直しの議論をして答申を出すこととなります。

忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、本日もよろしく願いいたします。

(宇田室長)

ありがとうございました。

事務局から、経営企画部参事、政策推進課長の成田から挨拶をいたします。

(成田課長)

皆さん、本日はお集まりいただき誠にありがとうございます。

総武線の事故等で若干遅れている委員の方もいらっしゃいますが、今日が第 3 回目ということで、市民参加条例の内容のご検討を議論していただくことになっております。

12 月議会では、市民参加条例の見直しについての質問もかなり出ております。

委員長から見直しの手順についてお話をいただきましたが、年度内に方向性を見出しいただき、必要に応じ、新年度の早い時期に条例改正を行いたいと考えております。

今日は、条例見直しの本格的なご審議をお願いしたいと思います。

簡単ですが、事務局からのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(宇田室長)

それでは、議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

次第が 1 枚、皆様方に約 3 週間前に送付した「四街道市市民参加条例改正案の説明」と「改正案旧新対照表」、追加で送付した、見直しに関するアンケートの調査の結果、市民用①、市民用②、市役所用の 3 部が本日の資料でございます。

あと、テーブルの上にアンケート市民用①と、市役所用がありますが、事前にお配りした後で誤植が見つかりましたので差し替えさせていただきます。

本日、机の上に置いてあるのが訂正後のものですので、お間違えのないようお願いいたします。

以上が資料の確認ですが、よろしければ議事に入らせていただきます。

委員長、よろしく願いいたします。

3 議事

(委員長)

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、お手元の「次第」にあるとおり、大きくは一点、「市民参加条例の一部改正について」です。これからの進め方について事務局と打ち合わせをしましたので私から話しますが、一つは今後のスケジュール、もう一つは条例の議題についての進め方について、まずは委員の皆さんと共通認識を持ちたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、市民参加条例第14条第2項を見ますと、「委員会は、市の機関の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査し、及び審査する」となっており、その中の5号に「この条例の見直しに関すること」に基づき、8月に市長から条例の見直しについての諮問を受けています。附則第3項では、「市の機関は、この条例が常に社会情勢及び市民参加の実態を的確に捉えた内容となるよう、施行後3年を超えない範囲内において見直しを行うものとする」としており、これに基づき、我々は、見直しについて諮問を受け、調査をすることになります。条文にはありませんが、諮問を受けているので答申をすることになります。

今後のスケジュールを申し上げますと、3月までに、本日を含めて延べ3回で答申を出したいと考えております。本日の委員会の最後に日程調整を行います。今日と1月で見直し用の資料を使って委員会で議論を進め、3月上旬ぐらいには委員会からの答申を出そうと思います。

ちなみに、3月上旬に委員会から答申を出した後、市民参加条例に基づき、意見交換会手続と意見提出手続を行う予定で、目標としては、6月定例議会に条例改正案を提出したいということです。

今後の予定では、定例の審査が入ってきますので、大変ですがよろしくをお願いします。

それから、条例の改正についての委員会の進め方ですが、先程示された資料を見ますと、かなり大変なものになっていますが、基本的には前文から順に見ていきたいと思っております。横長の資料に改正案が出ていますが、我々は改正案を答申するのではなく、どうすべきか、という意見を出すことです。

例を出しますと、意見提出手続は現在20日間の期間となっていますが、市民の意見を実質的に確保できる期間に延長すべきである、あるいは30日とすべきである、というような趣旨です。

実際に条文をどうするかということまでは、我々が行う必要はないと思っております。我々はこうすべき、あるいはこの条文は改正しなくていいという意見を出すことで、議論をする参考資料に改正案が出ていってくださいます。もし改正したら、こんなイメージになると捉えてもらえればいいと思っております。

もう1点ですが、委員会の答申ですから、委員会の意見になります。改正案の説明の中には、事務局の意見としては改正しない、と書いてありますが、事務局が改正しないとしても、我々は改正すべきであるという意見を出してもかまいません。あくまでも、我々は市長から諮問を受けて答申をする立場であり、答申を受けて、どのようにするかは市の機関が決めればよいということです。さらに、市議会が議決する、あるいは修正することもありえるわけですが、我々としては、市の意見を踏まえながら委員会の意見を示すことが大切です。その点をご了承ください。

また、作ったときの条文が適当ではない部分が見受けられますが、それには関知しないことにします。条文整理は条例改正の時には当然ありえますから、気になる部分は指摘してかまいませんが、条例の根幹的な部分について、資料を使いながら議論して答申を出すことが目的なので、答申で出したものでないものが条例改正で出てきたとしても、中身を変えるわけではなく、条文整理という認識で捉えてください。委員会が言及していないことを勝手に変えているということではありません。

事務局にお願いしたいのは、委員会で審議していないにも関わらず条文を変えることは、委員会を軽視していることとなりますので、もしそういうものがあれば、この3回の間を示してもらいたいと思います。

そうはいつでも、最終的には市長や議会、住民に諮るので、そのようなことが絶対あってはいけないということではありませんが、我々としては、審議をして改正すべき事項、あるいは改正しないという意見を出したいと思います。

以上が、委員長としての進め方の案ですが、ご意見等ありましたらお願いします。

(中嶋委員)

確認ですが、答申は条文の形にはしないということよろしいでしょうか。

(委員長)

条文ではありません。先程の例が一番いいと思いますが、意見提出手続の期間は20日間になっているが、それは30日にすべきである、このような形で出したいと思います。

(中嶋委員)

気付いた点があれば指摘をしてもいいのですか。

(委員長)

それはいいと思います。

(中嶋委員)

もう一点ですが、3月に答申を出した後に意見交換会やパブリックコメントなどがあり、6月議会に出されるようですが、実施の予定が示されるのはいつ頃ですか。

(庄嶋主査補)

意見提出手続に対しては、今年度実施する予定でしたが、変更しましたので、次年度の実施予定の中で示されると思います。

(中嶋委員)

私も、条文の形で答申を出してしまうと、市民からの意見をいただいたときにやりにくいと思っていたので、答申を出して、市民参加を経て、条例改正の準備をしたほうがよろしいかと思います。

(委員長)

他にいかがでしょうか。

(草野委員)

全体の進め方について異論はありませんが、市からいただいた資料を見て少し疑問があります。

例えば、審議会の参加者、パブリックコメントを含めて、参加人数が少ないように思います。市民参加条例が制定された趣旨を本当に理解しているのか、疑問があります。

市民参加推進評価委員になってから、パブリックコメントとか注意して見っていますが、参加人数が少なく、制定されてから3年が経過しているが、本当に魂が入ったものになっているのか。形式上はできていますが、アンケートなどを見ると、本当の意味での市民参加になっているか疑問があります。これから審議するときに影響するか分かりませんが、率直な意見として、そのような疑問を持っていることだけを申し上げておきます。

(委員長)

草野委員のご意見については、過去の2年間に参加状況の審査をして、そこで意見の出方が悪いな

どの指摘をし、その中で方法がおかしいのではないかと指摘もして、改善された部分もあります。

市民参加条例の運用についてですが、この委員会の役割として、14条2号1項で「この条例の運用状況に関する事」に基づいて、平成22年度の市民参加の予定が出てくるので、それについて我々は意見を述べて、改善するところは改善してもらおう。実施した後に結果を見て、参加状況が少ないのではないかと、市民参加の周知が少ないのではないかなども指摘をしています。

魂を入れるのは職員でもあるし市民でもありますが、それは運用の話になります。今回行おうとしているのは、魂を入れる器の部分です。この器で今まで実施してどうだったか。うまく運用されていないとすれば、システムにおかしい部分があるのかもしれない。

指摘されたアンケート調査は、実は条例上の市民参加の手法ではなく、「その他の手続」で、市の機関で認める方法になりますが、もしかすると、意見を踏まえてアンケート調査を条例上明確に市民参加の方法として入れるべきであるという議論になってくる可能性はあります。

我々が答申したものを基に、改正された条例で市の機関や市民の側が正しく運用していくことが大事だと思います。

おっしゃられている意見はごもっともですから、それを踏まえた議論を器にさせていただきたいと思います。事務局から何かありますか。

(宇田室長)

今年の3月に終了した、四街道駅南口に関わる意見提出手続ですが、市民意見が170件ぐらい出て、他と比べても突出しております。他の案件はすごく低調ですから、広報が足りないと言うのも頷けませんが、市民から意見がないのは、市の案を認めている表れでもあるとも言えます。

これは年を重ねると、それがいいのかどうか検証できると思いますが、現状では様々な形でPRしてはいますが、他にも方法はありますので、今後の課題と考えております。

(委員長)

よろしいですか。

(草野委員)

はい。

(栗原委員)

改正案が市から出される場合、それなりに理由があると思いますので、その理由を我々に分かるように説明していただきたいと思います。また、予想される市民の意見、改正案、問題を指摘されている点などあれば言っていただいたほうがいいと思います。

(委員長)

それは逐条でやっていきますので、疑問があればその都度質問してください。

事前に事務局に市民から意見が出されているものがあれば、提供していただければと思います。

まずは器について、これまでの実績などを踏まえながら検討したいと思います。

進め方としては、40ページの資料を使いながら1条ずつ見ていくことにしますが、必要に応じて旧新対照表など、他の資料を使ってください。全部で17条あり、今日は9条か10条ぐらいまでを目標としたいと思います。

まず3ページの前文についてですが、委員から指摘はありません。事務局からも特に論点なしということで、改正も必要ないだろうということです。

特に前文とか目的は、後で戻ったほうがいいと思いますので、よろしいでしょうか。

(中畠委員)

前文ですが、特に意見としては出しませんでした。資料をいただいて見直したところ、「市ではこれまでに様々な市民参加が行われてきましたが」という文章ですが、文章的にこなれていないと思うので、できれば改正をされる機会に「てにをは」のレベルでかまいませんので、文章としてこなれた形に検討していただければと思います。

また、「市民参加をより確実なものとするためには、市民が地方自治の主役であることを市民と市の機関が共により一層認識を高めることが大切である・・・」となっていて、文章としてどうなのかと感じました。

(委員長)

条例は議会を通してあるので、前文を変えるのは相当勇気がいります。中身や意味を変えないで、前文を直すのは非常にエネルギーがいると思います。市は、間違えてもこんなひどい文章とは言えないですから。今直すことは必要ないし、他にも出てくると思いますので、参考意見ということでどうでしょうか。条文の言葉は、やはり直したいですか。

(中畠委員)

そうですね。

(委員長)

それでは、文章としてどうかという指摘がされたということは残してもらうことにして、市に考えてもらうことにしましょう。

先程言いましたが、中身が変わることによって、変えなければいけない部分が出てきたら、前文に戻るといって進めたいと思います。

第1条は今のところ修正はないと思いますが、いかがですか。

ここも前文と同じで大本の部分なので、最後に確認をすることで先に進めさせていただきます。

4ページ、第2条の定義規定、こちらは6ページまでです。

委員からの指摘事項、事務局の考えがあるので、事務局から説明をお願いします。

(宇田室長)

それでは、最初の委員のご指摘です。1番、「市民の要件は「成年以上」や「選挙権のある学生」が望ましい」との指摘がありましたが、地方自治法の規定では、これを市民と言って、広い意味で市民等ということで、市民参加手続や市民提案手続を行うことができる範囲として、できるだけ多くの意見を市政に反映させるために、在勤、在住等を含めることとした、としています。この考えを導入したとして、前文の子どもも大人も全ての人が大切にされるというような文もあります。年齢要件や選挙権などを規定すると、子どもの参加ができなくなってしまうということもありますので、年齢定義はしない方向にさせていただき、改正しないということにしました。

(委員長)

まず、今の1号と2号の市民・市民等についての年齢制限、年齢要件を与えていることについて、参加が限定されるので事務局案では改正しないということですが、ご意見があればお願いします。

(中畠委員)

何にどのような権利を付与するか、対象として考えるかということだと思いますが、意見を出して

もらうことや、意見交換会に参加していただくことを想定すると、広く市民の定義をしている考え方は、方向性としてはよろしいのではないかと思います。

あとに住民投票のことが出てきて、これには盛り込まないと書かれていますが、投票行動のことが想定されて、市民の定義を変えていくことになるかもしれませんが、この部分の定義については、事務局案でいいと思います。

(委員長)

ちなみに、条文の見方は難しいと思いますが、4 ページ、市民は在住、市民等は在学・在勤ですが、そのあとの5号の市民参加では、市民と書いてあり、1号の市民にあたります。

12 ページの7条を見ていただくと、市民参加手続の定義があり、市民を限定してしまうと、意見提出手続や意見交換会手続は、20歳以上でなければ意見提出はできないということになります。逆に言えば、責任を持った参加と取るならば、成熟したと意見を言える人、あるいは成熟した立場で参加できる人という意見だと思います。

子どもに関わる案件について、子どもからも意見が言えるのが望ましいのか、ある程度の成熟した意見を言える人が意見を提出すべきなのかということです。

中嶋委員の意見は、広く参加を確保しておくべきであるということです。住民投票の資格者を限定するのは、そちらで限定すればいいわけです。いかがでしょうか。

(栗原委員)

市民参加条例を作ったときには、市民は、四街道市のまちづくりの一員という考えで市民参加がまちを作るということを前提として考えておりましたので、市民の定義は幅広くということになりました。そして、市民参加ですが、一定の年齢制限、あるいは他の制限が必要な場合には、その都度一定の制限を加えていくことで、参加条例を運用する形で作られたと思いますので、私としては、市民は、幅広く市内に在住する方々全てを含むという考え方でよろしいかと思います。

(委員長)

ありがとうございます。

今の2条の1号、2号では、中嶋委員と栗原委員からは年齢制限はすべきではないという意見が出されましたが、その他いかがでしょうか。

ご意見がなければ、事務局からの意見、それからお二方の意見を踏まえて、ここでは現行どおりでいくということよろしいでしょうか。

では進めていきます。6号の説明をお願いします。

(宇田室長)

まず、事務局の基本的な考え方としては、運用上差し支えない部分については改正しないということです。これを念頭において進めてまいりたいと思います。

委員から2つの意見が出されております。6号の市民参加手続です。

「各段階において」という表現がありますが、これを「各段階を対象として」の文言に書き換えるべきという意見です。これに関しては、同様に読み取れるので改正しないということにさせていただきます。

2点目、本条例では行政活動の企画立案から決定過程における意見提言による市民参加方法しか規定していない。また、実施段階や評価段階での市民参加手続の拡充も十分検討すべきであり、議会

承認後の予算執行段階での市民参加手法や行政の内部評価に基づく市民評価制度の導入も必要ではないかというご指摘です。

これに対しまして、ご指摘のとおり、実施段階から評価段階の手続規定は設けておりませんが、後で出てきます、6条4項の任意実施規定があり、これによって実施段階や評価段階で対応することが可能なので、改正しないということにさせていただきました。

以上です。

(委員長)

二つ意見があり、一つは条文の書き方の問題、もう一点が、この条例では、企画立案段階の部分しか実際には市民参加手続が行われていないが、任意の市民参加手続ができるから、評価段階、実施段階についても否定をしていない。従って、事務局としては、特に直す必要はないだろうという意見ですが、いかがでしょうか。

(草野委員)

運用上はそれでいいのかもしれませんが、例えば、任意実施の場合は、その時々を担当部長の判断によって実施、未実施が決まるものだと思います。従って、そのような手続きが面倒くさいからやらないという判断もありえると思います。任意というのは、そういう面で縛りがあるようでない気がします。それが達成度につながるのかどうか分かりませんが、事務局の意見は少し後ろ向きではないかという感じがしています。

(委員長)

今のご意見に対して他の委員はいかがですか。

(三木委員)

現在保障されているのは、行政活動に対する事前手続的な参加で、本来の制度の目的からすると偏った形での参加の保障しかされていないと思います。この規定は、制度の目的には合致していると思いますが、その後の規定が目的と照らすと偏った形になっていると思うので、この規定自体はこのままでいいのではないかと思います。可能であれば、後段で実施段階や評価段階での扱いをどうするかということも議論したほうがいいのではないかと思います。

(委員長)

先程事務局が6条4項、資料では8ページですが、6条4項で任意実施ができるところであるからという話でしたが、三木委員の意見では、6条1項をご覧になると分かるのとおり、計画の策定や変更などの企画段階での市民参加を対象にしているのので、ここに加えるかということですね。

(三木委員)

そうです。あとは手続きの部分で考えようがあるのではないかということ、両方を考える必要があると思います。ちなみに、実施評価段階での市民参加の実績はどのくらいあるのでしょうか。

(宇田室長)

把握はしていません。

(三木委員)

6条の任意規定の部分でやっていけばもってくるはずですがもってきていないということですね。実質的にはその部分は動いていないということだと思います。

(宇田室長)

制度に従い、動いている部分も実はあります。諮問機関の中で、年度の終わりの頃に今年度の事業を実施したという部分を審議していただいている事例は確かにあり、それが実施段階における審議会等手続といえるのではないかと考えています。ただし、どのような事例が、実施段階における市民参加手続なのか、評価段階における市民参加手続なのかを把握していないので、職員間に認識がないと考えています。

(庄嶋主査補)

この委員会も、実施段階や評価段階について市民参加条例に基づいて審議をしているわけです。今までの運用は、6条1項に当てはまるかを中心に見てきたので、実施評価段階で審議している審議会は沢山あると思いますので、それを表面化させるか、させないかというところだと思います。

(委員長)

意外に難しい問題で、例えば、この条例では対象にはなっていませんが、許認可でペット霊園の規制を作る場合は、企画段階で市民参加を実施するはずですが、制度ができたなら、市長が案件ごとにペット霊園を許可するかしないかを判断する際に参加手続を実施する、これが多分実施段階の参加になると思います。

評価段階での参加は、既に四街道市でも行っていると思いますが、行政評価という仕組みがあります。行政評価は、内部評価だけではなく外部評価を加えるのが、この評価段階での市民参加です。行政評価条例を作っている自治体もあるので、そこで確保する方法もあるし、市民参加条例で確保する方法もあります。

先程の実施段階で、すべからく参加ができるかということ、首長に執行権がありますが、市民参加制度を作る段階で市民参加を行い、議会で議決を受けた市民参加条例に基づいた参加手続を実施するという考え方が、理屈上は出てきます。

ただし、厳密に言うと、今度は2条6号を改正して実施評価の段階を抜くべきだという議論が出てきます。いずれにせよ、私は事務局の意見でいいのではないかと考えていて、先程草野委員は後ろ向きとおっしゃられましたが、実施評価段階での参加を否定していないと取るべきではないかと思っています。

繰り返しになりますが、実施段階での評価はなかなか難しいというのが実態です。もしかしたら6条を直すかもしれませんが、大きな変更になりますので、まだ2年半ぐらしか運用していない中では十分熟成していないのではないかと思います。

私としては、2条6号の定義はこの形で門戸は広げておく。6条は将来、参加を進めていく上で行政評価の部分も含めてこの条例に入れていこうという意識が高まってきた段階で加えたらどうでしょうか。

6号の二つの意見については、一つ目の文章については、現在の言葉でも不都合があるわけではないのでこのままとし、二つ目については、今後、市民参加条例を更に発展させていくための検討材料とすることでいきたいと思っています。

それでは、7号の説明をお願いします。

(宇田室長)

7号は市民提案手続についてで、4点ほどあります。

(1)の、提案できる「政策等」の範囲、あるいは意味を明確化してはどうかということですが、政策上の提案は、単なる意見や要望を言うことではないということをも市民が理解できるようにしたほう

がよい。反面、その点を明確化しないことによって、どんな提案でも一旦受け止めて委ねる取り扱いも可能であるということです。

事務局の考え方ですが、これまで表のと通りの提案がありましたが、政策等を定義していないので、いろいろな提案が出てきているのが実情です。書類が整っていれば受理せざるを得ないのが現状で、提案件数が2カ年で5件なので、このまま運用することとし、次回の改正時に検証することが妥当ではないかと考えました。

2点目のご指摘ですが、本来13条が市民提案手続を規定しているのでそこで議論すべきだと思いますが、こちらに入れてしまいましたので説明します。

満18歳以上の市民等は、中略しますが、提案書を提出することにより、地域課題の解決策としての計画案や市民福利の向上を目的とした条例案などの政策提案（以下「市民提案」という）を行うことができるなどのように加筆することが必要としています。

要するに(1)と同じで、施策等の提案とを明確に位置付けるべきであるという指摘で、(1)の考え方と同様に改正しないということで記載しております。

次に(3)です。「各段階において」を「各段階を対象にして」などの文言に置き換えるという文言です。これは前項と同様です。

続いて(4)ですが、市民提案が、行政活動の実施段階や評価段階においても提案可能なものと解釈することができる。解釈及び運用の面での混乱を避ける。また、執行段階、評価段階においても、市民の側から意見を提出できるような市民参加手法を導入していければ、というご指摘です。現状の提案で評価、あるいは実施段階の提案を受け入れることは可能ですので、改正はしないとしました。

以上です。

(委員長)

整理しますと、二つ目の18歳以上の部分は後に送ります。現在は18歳になっていますが、先程の市民参加の段階で、事務局としては18歳を外そうとしていますが、そこで議論することにします。

ここでのポイントは、(1)の政策等の範囲が不明確だということと、それをフォローするのが二番目の波線の部分です。その政策等という曖昧なものを、提案できるように明確にしようというのが一点、それから6ページに書いてある、行政活動の実施段階や評価段階での提案を可能とすべきではないかという、この二点に絞って議論をしたいと思います。

新委員の方はご存じないと思われませんが、過去に2回提案を受けたときに、この提案は市民提案ではなく、あくまでも要望ではないかということで、委員会で議論するのはどうかということがありました。

一方では、(1)に書いてあるとおり、入り口で規制せずに受理し、運用の中で対応したらどうかという考え方もあります。この点をまず議論することにします。

提案できる政策等について不明確だということについての議論、これまでの運用を踏まえた対応をどうすべきであるか、どなたでもかまいませんので、ご意見がありましたらお願いします。

(栗原委員)

市民に対して政策という言葉を使っても、政策の意味が市民では分からないところが多かったと思います。市役所に政策というのはどういうことですかとお尋ねしても、これは事業だ、これは計画だといろいろなご意見を伺いました。そのようなことから、政策とは何なのかということ定義付けの

中に入れておくことが必要ではないかと思えます。

市民参加条例の原案を作った市民委員会では、政策とは何だという議論はかなりあったので、政策の定義を行っております。できれば、そういうものも含めていただきたいと、私は考えています。

(委員長)

(2)は13条の分ですね。

(宮原委員)

市民が、要望と提案を区別せずに出してきます。これは提案だ、これは要望だというのを、どこで誰が仕分けするのかという問題も出てくると思えます。それを避ける意味でも、今までどおりのやり方で差し支えないのではないかと思います。

(委員長)

2条7号は、文章としては先程の6号と一緒にですが、定義の部分は13条で見直すことにします。13条で提案できる政策を明確にするか、現状のままの運用で対応するかは13条で行います。

ここで議論するのは、現在でも条文上は実施段階、評価段階で可能となっていますが、先程と一緒によろしいでしょうか。理屈上は市民提案ができる、これも13条でどのようにするか別にして、窓口は広げておくということで、定義はこのままにしたいと思えます。

次に、3条から5条、3条が基本理念、4条が市民の役割、5条が市の機関の役割、これらについては、委員からの指摘、あるいは事務局からの論点はございません。

この際ここは直したほうがいいのかという部分がありましたらお願いします。

(中嶋委員)

戻って恐縮ですが、第2条の4号についてですが、行政活動の地方自治法第2条に規定するところにより事務を処理するために市の機関が行う活動をいう、とありますが、市民参加条例的にもう少し分かりやすくしてもいいのではないかと思います。

例えば、住民福祉を増進するための市の機関の活動など、そのような文言が考えられるのではないかと思います。それほどこだわっていませんので、意見として言わせていただきました。

(委員長)

この点、意見ということですが、事務局からコメントがあればお願いします。

(宇田室長)

市の機関の定義が2条の(3)で出てきますが、市長の事務権限の中に水道事業の執行があります。

明確ではありませんが、市の組織の中には水道事業を行う組織があるので、水道事業に関しての市民提案や市民参加手続が、果たして条例の中に入れられるのかどうか、どの情報を見ると入れられて、どの情報を見ると入れられないという不整合な部分があったように記憶していて、今回の問題提起として取り上げていなかったのですが、整理して次回までの宿題とさせていただきたいと思えます。

古めかしい言い方を含めて、他でどのように定義しているか整理させてください。

(委員長)

水道事業は公営事業管理者で市長の事務、地域における事務にあたり、間違いなく入ります。

事務局をフォローすると、地方自治法第2条第2項、地域における事務といたいはずですが。

栗原委員、そのような意見はありませんでしたか。

つまり、国が決めた法律だろうが、条例だろうが、四街道で処理している事務は、全て地域におけ

る事務になり、その事務は全てここで言う市民参加の対象になると言いたいのだと思いますが、それは逐条を見ても書いていません。それを含めて、表現については市で考えてもらうことにします。

他に何かありますか。

(栗原委員)

市民委員会では、行政活動は、市が行政機関として市民のために行う活動としてありました。

(委員長)

逐条に出ていないのは、何か考えがあることかもしれません。ただし、言葉というのは大事で分かりにくいのも事実です。この条文に意味があるのであれば、それは残すこともできます。この委員会よりも市で検討してもらうことにします。

3条から5条までで、ご意見等ありましたらお願いします。

では、このままでいきます。

8ページの第6条、市民参加手続の対象です。市民参加が行われることについて何点かありますので、まず1項について説明をお願いします。

(宇田室長)

6条の(4)ですが、市民参加手続の対象となるものを掲げてある5つのうちの(4)、規則で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更で、条例の施行規則4条の改正を検討すべきではないかということです。

大規模な市の施設を作る時には市民参加手続の対象として位置付けられていますが、委員のご指摘では、補助金や交付金の対象となる事業に関しては、市の実質負担額において検討すべきではないかということで、アンダーラインが引いてありますように、事業費の当市負担額が1億円以上など、実質負担額をもって、その対象とする仕組みが必要ではないかというご指摘をいただいております。

事務局の見解ですが、市は補助金や交付金を国や県から受けた場合、その時点で実質市の経費となり、また、補助金等の交付を受けた場合には、補助金対象施設の償却期間内に様々な制約が発生します。起債については、金利が加味された償還金の返済義務が発生し、償還金の一部が交付税算入措置される場合もあるので、市の実質負担額がいくらなのか明確に算定するのはややこしいこととなります。これを根拠としても現実的ではなく、公金支出における市民の関心を考慮して、総額が好ましいと考え、現行どおりが妥当ではないかという見解にさせていただいております。

(委員長)

規則の4条では、大規模な市の施設は概ね5億円となっています。委員のご指摘は、事業費の当市の実質負担額が1億以上、事務局案は現状のままでもいいのではないかとということですが、いかがでしょうか。

(三木委員)

事業費が5億円以上の施設はどのくらいの比率ですか。

(宇田室長)

今まではないと思います。建築物であれば、平成14年に四街道警察署の横に建てられた福祉センター、住民投票で否決された(仮称)地域交流センター、あとは道路整備に関してですが、5億円以上となると相当な規模になり、財政に確認しましたが、ないということです。

(委員長)

5億円とした当時の根拠は何ですか。今の話でいくと、ほとんど意見を聞かないで決めた感じがしますが。

(三木委員)

自治体によって、どの程度が適正な金額なのかということはあると思います。

(委員長)

5億というのは切りがいいので、それなりの根拠があると思いますが、どうですか。

(宇田室長)

特に聞いておりません。

(栗原委員)

市民委員会の中で、概ね5億円という数字は出しましたが、その当時、5億円以上の建築物がどの程度あるのか検討しました。当時は実質負担額という認識がなく、5億円以上の公共建築物は、市の負担が5億円を超えるのではないかという認識を持っておりましたので、市民から見て、大きな施設という程度の認識で出したと思います。

(三木委員)

公園などは5億円にいかなくても、かなり広いスペースを整備する場合がありますが、公金の使い道についての市民の参加ということもありえますが、大きな施設、大きな空間についても市民参加したほうがいいのかもあり、5億円という縛りに関わらず、少し考えたほうがいいのかと思います。

(委員長)

大規模施設の建設計画について、市民参加手続の対象にしているところはそんなに多くなく、これを対象にしていること自体、市民参加として広げていると言えます。

1億以上は全部意見を聞かなければならないとしてしまうと、事業の執行者である市長が工事を発注できなくなるのではないかという議論になる可能性もあり、このあたりは非常に微妙な問題だと思います。

少し気になったのは、当時の検討委員会でも出ていましたが、5億という数字に明確な根拠があるわけではないようです。条例ではなく規則なので市長に任せられますから、5億が妥当なのかどうかを十分数値的な精査をして必要に応じて規則改正をされたい、そのような形でどうかと思います。

5億がいいか悪いか、我々では判断できませんので。変えなくていいという考えもありますが、いかがでしょうか。

(栗原委員)

すみません。思い出しました。5億という数字ですが、1億、5億、10億の事業を拾い出して議論しました。委員会では1億円以上という市民の方もおられましたし、10億円以上という方もおられて、最終的に合意が取れる数字として、5億円という金額に固まったと思います。

(委員長)

当時の市民の検討の中で5億という数値が出て、それを市が尊重したということです

(宮原委員)

基本的な質問ですが、この規則の改正を答申として扱っていくのか、それとも市民参加条例だけを改正していくという形になるのか、どうなのでしょう。

(委員長)

この委員会で規則を諮る必要は義務ではないのでありません。ただし、条例と規則をセットで見ることは十分可能だと思いますが、事務局としてはどうでしょうか。

(宇田室長)

施行規則は手続き的な定めですから、条例と一体的なものとして意見をいただいたほうが実行しやすいところがあります。

(委員長)

規則ですが、5億円については、過去の検討経過を踏まえ改正しないという意見と、もう一度精査し、必要に応じて5億を見直すことも検討されたい、という意見をつけることはできます。

(宇田室長)

訂正ですが、実例がなかったと申し上げましたが、四街道駅南口駅前広場の建設事業と、旭小学校の校舎の増改築事業が該当します。

(委員長)

規則事項ですし、いろいろと意見があるということ、過去の市民会議で5億と決まったことを踏まえれば、そのままでもよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

(中嶋委員)

三木委員がおっしゃったのは、できるだけ市民に影響のある施設等について、幅広く参加の対象とするところから、規則についても見ていくということなのではないでしょうか。

(委員長)

整理すると、実例2年間で2件出てきているし、栗原委員が過去に関わっていた市民委員会でも5億と市民側から出てきているということを踏まえると、再度検討してみたらどうかという意見でいいのではないのでしょうか

(栗原委員)

その当時の話し合いの中で市民委員のイメージとしては、文化センターや福祉センター、体育館、図書館などの市民の関心の高い施設を前提にして事業費というものを考えたと思います。

(三木委員)

施設の設置に係る計画がカバーされる規定は4号だけで、5号は制度の導入、改廃ということで拾えない、その他でも拾えません。

市民の関心が高い施設、例えば、公園も市民参加をしたほうがいい施設で、5億以下であるのなら、直す、直さないの判断は別にして、検討をしてもいいのではないかと思います。

運用上の留意事項としてあるのであれば、拾っていただくということも意見として出したらいいのではないかと私は思います。

ただし、どの程度あるのかが私には分からないので、具体的な意見は申し上げられないのですが。

(宇田室長)

三木委員がおっしゃった5億円以下の建物・公園など、具体的な例が提示されましたが、公園に関しては、公園リニューアル事業として、1千万円前後の予算をかけて、自治会に呼びかけて、遊具の配置やデザインなど、市民参加で行う施策を実施しています。それは任意実施と捉えるべきだと思いますが、公園に関してはそのように行っています。

その他については、今の段階で整理がついていません。

(委員長)

要するに、税金で事業を行うので、市民に対して影響が大きいといいますか、市民参加を行う、行わないは、金額で線を引くしかないと思います。施設の性格で分類すると、大変な作業になりますし、市民生活に影響を与えとか、市民に関心の高い施設という文言だけでは非常に曖昧になってしまうので、金額で影響度を測ったということでしょう。

条例は仕組みづくりですので、1項4号は、やはりある程度市民に影響がある、市民の関心も高いと思われる施設を金額で設定してきたという考え方は理解できます。

あとは、影響度を考えたときに5億でいいのかということだと思います。安くても市民に影響があるものはあるだろうし、4項で拾わないまでも、もう少し金額を下げることも考えられるだろうから、検討したらどうかというような意見でどうでしょうか。それとも施設で実施したほうがいいですか。

(三木委員)

施設を全部ピックアップするのは事実上不可能だと思うので、最終的には金額になると思いますが、金額面で市民参加が行われたほうがいいものがあれば、再検討してほしいということです。

(中嶋委員)

実際に市民の方が使われる施設であれば、市民の意見を聞いて事業を進めたほうがいいわけで、実態に沿うという意味でも、規則のほうで金額を抑えてもいいのではないかと思います。

(委員長)

それでは、検討をされたいでよろしいでしょうか。

(栗原委員)

計画の段階で、市の実質負担額を出すのは難しいことなのでしょうか。

(宇田室長)

補助金の場合は簡単です。起債の場合は、返済する分は地方交付税でまかなうことになるので、最終的にプラスマイナスいくらになるのか、交付税の借金相当分のいくらを補填するのか明確に指示されていないので、なかなか難しいと思います。

(栗原委員)

起債は、種類によって最初の段階で、ある程度交付税で返ってくるというのも大体分かります。その割合が分からないという意味ですか。

(宇田室長)

厳密にいくらかというのは表面上出てこないのので分かりづらい。概ねいくらかと出すことは可能です。

(栗原委員)

財政が計画を作っているんで、金額が分からないでは行えませんよね。

(宇田室長)

交付税が参入されている場合には、交付税からいくらか補てんされるのか見当がつかないので、それは実質市がいくらか出しているのかは算定のしようがない。ただし、レアケースであるとは思いますが。

(成田課長)

交付税ですが、予算の範囲以内で交付金措置しているはずなので。

(委員長)

それを含めて金額を検討してもらうことでいいのではないのでしょうか。

次回までに検討してほしいという意味ではありませんから。検討してほしいという意見を出しているわけですので、ご承知おきください。

5分ぐらい休憩を入れます。

休憩後、9ページから進めたいと思います。

－ 休 憩 －

(委員長)

それでは再開します。

事務局から説明をお願いします。

(宇田室長)

6条1項5号、委員のご指摘ですが、市民参加手続の対象には改正行政手続法で、国の意見公募手続の対象となる命令が含まれていない。市の場合、「規則」、「審査基準」、「処分基準」、「指導要綱」等が対象となるが、どう取り扱うか検討するべきである、というご指摘があります。

行政手続法の規定が枠の中にありますが、行政手続法の39条、枠の下から2番目に意見公募手続という規定があります。これは「命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて意見を広く一般から意見を求めなければならない」と規定されていて、国の機関が実施する場合に、意見公募手続が必要だということを法律では言っています。その3条3項には、地方公共団体にこの法律の内容を適用しないという規定がまずあって、39条で国の機関が意見公募手続をしなければいけないという規定が定められていて、一番下の46条で、地方公共団体の措置としては、それに類するものを条例で定めるように努力をしなければならないということを言っています。

つまり、地方公共団体へも意見公募手続を条例で定めるように努めてくださいというのがこの行政手続法の趣旨になっています。

本市では、行政手続条例を制定しておりますが、意見提出手続は市民参加条例に規定しております。行政手続法で規定する国の意見公募手続は、本市では意見提出手続と読み替えて、市民参加条例に位置付けることが望ましいというのが、本市の法務担当の見解になっています。

総務課というセクションがあり、そこで行政手続条例を所管しますが、行政手続法で言うところの意見公募手続は、市民参加条例の意見提出手続と同じものなので、市民参加条例で規定すべきではないかということです。そのため、この条例に盛り込むのが妥当だと思いますが、10ページの上から6行目、本件については、運用上、条例6条1項5号の規定に含めることが可能であり、大和市の条例でも「市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃」の中で運用していることから、改正せず、運用で対応するという事にしました。

行政手続法の中で、規則や命令、処分基準などに関しては、現状の6条1項5号で読み下すことができるということでございます。

(委員長)

私が出した意見なので説明しますと、この条例の中に、規則、許認可をするときの審査基準、許認可や資格を取り消したりするときの処分基準、行政指導の指導要綱の制定や改正するときにも、条例の対象として明記してほしいということです。

なぜかというと、国の行政機関が行政手続法に基づいて、既にそれらを対象にしているからです。

今の6条では、条例や計画などを対象にしている、実は国は対象にしているのではありませんが、一方で、国でも対象にしている規則、審査基準、処分基準、指導要綱などは、市民参加条例では明確には市民参加手続の対象にしています。

10 ページの最後の3行より前は、四街道市の法務担当はそうすべきであると言っていますが、最後の3行で、現在の6条1項5号の規定で読めるから改正しないが、実施するということです。

それでも難しいかもしれませんが、ご意見ありませんか。

(三木委員)

18 ページではパブリックコメントを実施しなさいと言っていて、理解しにくいのですが、ここでは市民参加手続の対象として明記はしないが、パブリックコメントの対象手続としては明記をするということですが、6条に書いてもいいのではないかと思います。

市民参加条例は別ですが、基本的に行政の中で意思決定が完結するものについて、特に立法的な作業があるものについては、どのようにチェックするかという問題は残っていて、まさにそのために条例改正が行われたと私は認識しているので、それは国だけの問題ではなく、自治体も規則の制定をしたり、審査基準、処分基準は、恐らく四街道市の行政手続条例の中で義務付けられているはずで、行政活動の中でも市が強い権限を発揮するものなので、私はこの6条の中にあとで入れるくらいだったら入れておいてもいいのではないかと思います。逆に分かりにくくなっています。

(委員長)

ここで入れている理由は、義務的な市民参加手続は、パブリックコメントと言われている意見提出手続と意見交換会手続のどちらか実施するとなっています。ただし、今言った審査基準や処分基準、規則については、必ずパブリックコメントで実施するように、と言いたいからここに入っています。

私も同意見ですが、審査基準、処分基準は分かりますが、規則は国と違い、市長が定める立法行為です。事務局が8条で言っているのは、国の行政手続法で対象にしているからパブリックコメントは同じようなことだから義務付けようとしているのかもしれませんが、少なくとも、市長が作る規則と政省令は違う、と認識したほうがいいと思います。

違う視点も含めて、私は、規則、審査基準、処分基準、行政指導指針については6条で対象にする。そうした上で、市民参加手続でこちらだけは意見提出手続を義務付けるといふなら、そのように書けばいいのではないのでしょうか。専門的で申し訳ありませんが。

(中嶋委員)

質問です。少し複雑になるかもしれませんが、四街道市の行政手続条例は確認してきませんでした。行政手続条例を改正して、市民参加条例の規定を変える必要はないのですか。それは担当課のほうで考えられていることはないのでしょうか。

(宇田室長)

総務課の担当者は、市民参加条例で、ここまで手続きを明確に打ち出しているのだから、条例の中で行政手続法に基づいた部分も組み入れるというほうが、妥当性があるという見解です。

(委員長)

いろいろな自治体で取り組み方がありますが、四街道市ではこれらをきちんと対象にするといっているのだから、あまり意味がないような気がします。

(宇田室長)

考え方としては、現状の条文、第6条の1項で読めるのであれば、あえて変える必要はないということですが。

(委員長)

市の考え方でいくと、この書き方で分かりますが、8条でもう1回セットで検討しますので、今の議論は一旦置いておきます。

続いて2項3号です。

(宇田室長)

6条2項については、6条1項で手続きの対象としているものが規定されていますが、この規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは市民参加手続きの対象としないということができるので、適用除外を6項目載せてあり、そのうちの3号の考え方をここに位置付けさせていただきました。

3号は2項の3「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの」という規定があります。この会議の中で、実施の基準の解釈が違っているのではないかという指摘を受けたことが数回ありますので、この際、国の実施基準の解釈を明確にし、運用及び解釈でそれを反映させるべきではないかということで、ここに収集いたしました。

本号は、市民参加手続きの対象としないことができるものの一つとして、法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うものと位置付けています。運用面においては、「実施の基準」を「実施手続」と誤解して捉えている場合があります。本号は本来の趣旨で理解されていない場合があることから、条文は改正しないが、「運用及び解釈」で注記や補足をしたいということです。

(委員長)

つまり、市民参加手続が法律に書いてあるから実施しなくていいといっているわけではなく、一連の法定手続が決まっています。この手続に則って、参加しない場合も含めて、決まっているものについては、この条例を適用しないという意味ですね。

条例改正ではありませんが、これは委員から出てきたわけではなく、事務局から、これまでの運用を踏まえて、ここを明確にしておきたいということだそうですが、よろしいですか。

では4番。

(宇田室長)

2項の5号は、「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」を適用除外事項に定めているということですが、以下の理由により本号の削除を検討するということです。

「金銭徴収事項を市民参加手続きの対象から除いているのは、条例の直接請求制度と平仄（ひょうそく）を合わせるとい趣旨であるが、金銭徴収は市民にとって最も影響の大きいことであり、なおかつ直接請求とは異なり、あくまでも市の決定への過程として市民が参加するものである」ということ、もう一つは、「住民による直接請求権と市民参加の権利とは同一に論ずるべきでなく、意見提言を前提とした市民参加手続は、行政の説明責任を明確にさせるものであり、住民自治の基本的な権利としての認識に立つべき。」、3番目として、「他都市でも手続きの対象としている例もある。」です。

事務局の案ですが、本号を規定した意義は「運用及び解釈」で、以下のとおり記述しているということですが、「地方自治法第74条第1項では、直接請求の対象の一つとして、条例の制定又は改廃の請求をすることができるとなっておりますが、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除くとされています。」ということを根拠にしています。

しかし、この方は、この根拠が間違っているということを指摘されていること、それから、他市では、和光市、久喜市、日高市、石狩市、京都市などは、本号と同様の規定を設けていますが、大和市、逗子市などは、本号と同様の規定を設けていないということで、大和市と逗子市が、委員のご指摘に沿ったものとなっていますが、四街道市としては改正しないということにさせていただきました。

(委員長)

これは私が出した意見ですが、水道料金を上げたり、使用料を上げたり、そのようなものについては、6条2項5号で市税の賦課徴収、その他金銭の賦課徴収に関するものは市民参加手続をしないとされています。11ページの解釈に書いてあるとおり、市民が直接請求、有権者の50分の1以上の署名を集めると条例の提案ができますが、地方税の賦課徴収や分担金、使用料などの金銭の関係については、地方自治法では除外されているので、条例でも除くとしています。

それは違うと言ったわけではなく、あくまでも条例が事実上提案できるというものに対して、こちらは意見を聞くだけで賛否を問うわけでもありません。結果的には殆どノーと言う人が多いでしょうが。市民に一番影響がある、関心が高い金銭の徴収事項について、市民参加、特にこの場合はパブリックコメントですが、これらを対象にすることは意義があるのではないかという指摘です。

裏を返せば、多くの市民は反対しか言ってこないと思います。多くの反対が出てきても果たして貫くことができるのかと、委員会では議論になってくるとと思いますが、実際には解釈及び運用の意味ではなく、直接請求で除外しているから外すという理由は少し違うのではないかという意見です。

金銭徴収事項を、従来どおり対象から除外すべきだという事務局の意見に対し、私は対象にしてもいいのではないかと、という意見ですが、何かご意見はありませんか。

(中嶋委員)

税条例の改正については、2項3号との絡みになってくるかもしれませんが、年度末に税法改正に伴って条例改正が必要になって、やらなければ4月から間に合わないということがあるので、市税や料金の徴収関係が対象になってしまうと、かなり運用が大変になるのではという懸念はあります。

事務局でご存知でしたらお伺いしたいと思います。

(宇田室長)

今、中嶋委員がおっしゃった件ですが、本来は、2号か3号を該当させるべきではないかと思えます。ただし、税に関するものですから、恐らく5号を根拠にしているのかもしれませんが、5号を入れるか入れないかについては、何とも言えません。

条例を制定したときの考え方としては、市役所としてみれば、これは根拠としたいと絶対思うでしょうから、事務局として、あえてこれを外す考え方はしたくないというのが正直なところだと思います。

(中嶋委員)

最近、独自税として、市民税や環境税を考えている自治体が増えていて、新たな税を導入する場合は、市民の皆さんの聞くことは必要ではないかと思いますが、通常徴収している税金、料金関係は、どのくらい市民参加の手続きを取る必要があるのでしょうか。

(委員長)

今の話は法定外目的税ですが、最近では、新潟県佐渡市が税条例を制定して、レジ袋に税を賦課しました。税条例は、資料の8ページ、6条1項3号で対象になりますが、2項5号で除外されるので、住民税などの市税条例を改正するのは、2項3号で読めて実施しなくてもいいこととなります。

ところが、市で新しい税制度を作る場合、あるいは水道事業条例の中にある水道料金を変えようとするときは、条例では市民参加はしないという方針ですが、審議会で諮らなくても、パブリックコメントぐらいは実施すべきではないかと私は思います。

ただし、非常に影響が大きいので、どうしても入れるべきだという強い意見ではありませんが、実際に入れても、何も問題は起きていません。

(宮原委員)

教えていただきたいのですが、例えば、水道事業条例に基づくものであれば直接請求制度ではできないということでしょうか。

(委員長)

水道料金の改定に係る直接請求は、今の制度ではできません。

(委員長)

住民の直接請求は、有権者の50分の1の署名を集めれば条例は作れます。例の地域交流センターの住民投票も、住民の50分の1の署名を集めて住民投票条例を作り、投票を行った実績があり、同じような例は沢山ありますが、金銭にかかるものについてはできないというのが、地方自治法74条の規定です。その規定も、戦後、市民の権利だといって、全部廃止をしろという直接請求が乱発されて混乱したことがあります。

市が独自に、市民に関わる金銭の徴収、税金の徴収、新しい税を作ろうとなったときに、ノータッチでいいのかというのが気になるところです。

(宮原委員)

ありがとうございました。

(三木委員)

委員長のおっしゃっている内容はそのとおりだと思って、私は、一律に除外できるようになっているのは、検討の余地があるのではないかと考えています。

大和市で国民健康保険料か保険税か忘れましたが、改正するためのパブリックコメントを実施して、値上げするということでしたが、なぜ値上げする必要があるのか理由を明確に出して資料も提供すれば、市民の多くが反対するという事態にはならないということを担当者がおっしゃっていました。

規定を見ると、手続きの対象としないことはできるとあるので、実施もできると思います。ただし、その規定がある限りは実施しないと思うので、ここは対象とするということを考えてもいいのではないかと思います。

(委員長)

金銭の徴収について、ここではできる規定ですが、条例では基本的には市民参加の対象にしておらず、意見を求めることもないということです。財政基盤が危うくなるとも書いてありますが。

この点については、市民委員の意見を伺いたいと思います。

(栗原委員)

市民委員会では、公民館の使用料が無料であったり有料であったり、ばらつきがあって、一律の金額で徴収する必要があるのではないかという議論の際に、使用料が非常に安いのではないかという意見も出ました。

行政が使用料を上げると言うと、市民の意見はみんな反対だと言われますが、現状はこれだけ低い

金額で運営しているので値上げしたいと、市民に市の財政状況を示せば、値上げしてもいいのではないかという意見を出した人もいました。しかし、市民委員会の中では、市民税等の税については考えていませんでした。

例えば、市長立候補者が、この料金は値下げすると公約に掲げて当選したとき、手数料や料金を下げて、逆に財政が悪くなることも考えられます。ある程度、市が説明責任を果たせば、市民としては、利用料などが値上げされるような提案であっても十分納得できるという意見が出ました。また、市民が意見を言える環境を作ってもらいたいという意見が、委員会の中では多かったと思います。

(宮原委員)

料金の値上げなどを対象にすると、絶対に値上げ反対と、結論が先に出てしまう気がします。

例えば、徴収をする何らかの委員会があって、その委員長を解任するなどの権利があるならスムーズにいくと思いますが、料金が安い、高いまで対象にすると、大混乱に陥るのではないのでしょうか。

(委員長)

解任する件は少し話が違いますが、要は、市が水道料金に値上げしたいが、それについて意見が言える機会を条例上設けるかどうかということです。いくつかの意見は、市民に影響があるから今は原則として意見を聞かなくてもいいようになっているが、聞くようにすべきではないかという意見。

栗原委員の意見は、値上げの議論になると市民の意見は反対しか出てこない、例えば、1万件の反対意見が出てきても市長は値上げするのか、値上げすると政治的な混乱が生じないかという意見で、そのような意見はよく出てきます。そのような意見が沢山出たとしても、それは住民投票ではないし、間接的であるから、きちんと説明責任を果たした上で、市長はその条例を作っていくということで行くのか、あるいは市が混乱するのを防ぐためにも、市民参加手続からは除外しておくべきなのか、両方ともあると思います。

そのあたりが難しい部分で、実際に自治体でも分かれていて、大多数は除外していて、対象にしている自治体は少ない。

そんなことを含んで、ご意見はいかがでしょうか。

2時間経ってしまいますので、特に市民委員の方は考えてきてください。

つまり、お金の徴収について、意見が言える形のほうが望ましいのか、それともそのようなことを実施したら反対意見が基本で、そんなことをやってしまうと、市長がリコール請求されるなどになってしまうといけないので、混乱を防ぐためにも一定の歯止めをかけるべきではないかと、両方の意見がありますので、検討してきていただき、今日は10ページしか進みませんでしたが、次回はここから続きを行いたいと思います。

(三木委員)

それに関連のお願いですが、可能な範囲でかまわないので、この条例の適用除外になっている例を挙げていただければと思います。

(委員長)

それでは2時間経過しました。

今日の議論はここまでとし、次回は、10ページの終わり、適用除外の金銭徴収事項をどうするかというところから始めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

— 了解の声 —

(委員長)

それでは、この議事については終わりとします。

その他の議事について何かありますか。

(宇田室長)

ございません。

(委員長)

それでは議事進行については終わりといたします。事務局にお戻しします。

(宇田室長)

本日の議事は終了いたしました。

次回までに、今日の内容を踏まえて資料を作成したいと思います。

その他の1点目が、第4回、第5回の日程を決めたいと思います。年度末、あるいは年初で行事が立て込むことも予想されますので、期日を抑えられる範囲で、次回とその次を抑えたいと思います。

この会議の前に、委員長と日程を相談させていただきました。その中で候補を何日かあげましたので、私から申し上げてもいいですか。

(委員長)

今日のスピードでは終わらないと思います。本当は2回で終わらせるのは難しい。でもやらなければいけないので、時間を長めにしましょう。もし委員の皆さんの了解を得られれば、3時間、4時間ぐらい取ってもらったほうがいいと思います。その前提で日程を決めてください。

(宇田室長)

次回ですが、委員長のご都合のよい日は、1月5日の火曜日、1月12日の火曜日、この両日が候補日としてあげていただいております。

(委員長)

長めにして5時からでどうでしょうか。あるいはもっと早くてもかまいませんが。

(栗原委員)

12日は会議があり、多分これは大倉さんも一緒だと思いますが。

(委員長)

5日であれば、何時ぐらいから大丈夫ですか。

(三木委員)

早くても5時からしか出られません。

(委員長)

他の委員の方は。中嶋委員は。

(中嶋委員)

特に予定はないので大丈夫です。

(委員長)

お二人は12日ではだめだということで、市民の方は5日の早めでいかがでしょうか。

そうしましたら5時からで、三木委員は6時からでいかがでしょうか。

(宇田室長)

それでは1月5日、火曜日、17時から予定したいと思います。

(三木委員)

予備日は設けなくていいのですか。

(宇田室長)

予算の関係で第5回が最終回となります。3月2日の火曜日か、3月3日の金曜日、これが3月に行う場合です。あと2月であれば、25日、26日です。

(委員長)

事務局としてはどちらがいいのですか。議会の関係はどうですか。

(宇田室長)

この会議は夕方からですので、議会は何とか調整はとれると思います。

(委員長)

そうしましたら、2月26日、金曜日、5時から始めることとします。

5 閉 会

(宇田室長)

本日はお忙しい中、ご検討ありがとうございました。

事務局の考え方、整理の仕方など、今日の検討の中で明確になりましたので、それを踏まえて資料提供をさせていただきたいと存じます。

今日はお疲れ様でした。

(委員長)

ありがとうございました。

— 以 上 —